

指定路線における検定資格者（警備員A）の配置の考え方

警備業法第18条を根拠に、警備員等の検定等に関する規則第2条の表欄で、検定資格警備員の配置に関する詳細が規定されております。

その中で、いわゆる指定路線で交通誘導警備業務を行う場合において、「交通誘導警備業務を行う場所ごと」に交通誘導警備業務1級もしくは2級検定資格者を1人以上と規定されております。

この「場所ごと」の解釈についてですが、同じ工事現場であっても、警備員が他の警備員とは独立して判断し、誘導を行う位置と捉えます。よって「一つの現場」「一つの発注」「配置警備員同士が見渡せる範囲」「資格者が指揮命令（姿が見えなくても無線等を活用して）ができる範囲」等は、誤った解釈であり、この点で公安委員会による指導が散見されます。

資格者配置義務違反を行うと、警備会社には以下の処分がされ、営業停止にもなれば廃業につながります。何卒適法な資格者配置をご理解くださいますようお願いいたします。

協会では資格者増成のために、年3～4回の交通誘導警備業務2級特別講習を実施しております。折角応募した受講者が確実に合格するよう、事前に社内勉強等の準備のうえ応募願います。

なお、発注者側も同様な誤解から「警備員Aは一人分しか積算していない」「歩道だから関係ないでしょ」等言われることもあるため、協会として県・建設業協会宛に、同様の説明をし理解を求める活動も併せて実施していることも申し添えておきます。

【警備会社に対する処分の内容】

- ・ 資格者配置義務違反は「指示」処分に該当します。
- ・ 過去3年間に「指示」処分を2回繰り返すと、「営業停止」処分となる場合がある。
 - ※ この場合の営業停止期間は14日～3月
- ・ その他処分を受けた日から一定期間、稼働現場のすべてについて、警備員配置状況の日報を公安委員会に提出する。

検定資格者警備員（警備員A）の配置の考え方（事例）

【場所ごとの捉え方】

指定路線を通行する（現に通行してる場合はもちろん、これから指定路線に侵入しようとする場合も含む）車輛／自転車等軽車輛／歩行者等に対して、その通行に影響を及ぼす誘導（停止／進行／迂回／注意喚起等）を独立して判断を行う場合の配置位置と捉えてください。

最近の公安委員会の摘発内容を見ると、原則として、指定路線での誘導は全員が検定資格者（警備員A）で、周囲の状況によっては例外的に無資格者（警備員B）でも許容される場合があるとの考え方のようです。

また逆に、指定路線上でなくても、指定路線の車輛の流れに影響を及ぼす場所での誘導は、検定資格者が求められることがあります。

なお、検定資格者が必要な配置場所は、法律の主旨からも常時検定資格者がいることが必要です。したがって、当該場所に休憩交代で入る者も検定資格者でなければいけません。

1) 指定路線上の街路樹伐採作業での車輛と歩行者誘導



- ・ 警備員①は伐採ゴミを積み込む車輛を指定路線上に留め置くために、後続車両に対し幅寄せ等の合図を実施するので、検定資格者。
- ・ 警備員②③は同時進行で行われる伐採作業直下を通行する歩行者等の安全確保のための誘導を、個々に行うため検定資格者。なお、道路交通法第2条第1項第2号に、歩道は道路に含まれることが定義されていますので、歩道でも指定路線での誘導と見なされます。



警備員①②③ともに検定資格者。が必要となります。

2) 指定路線上での片側交通規制（側道の規制を含む）

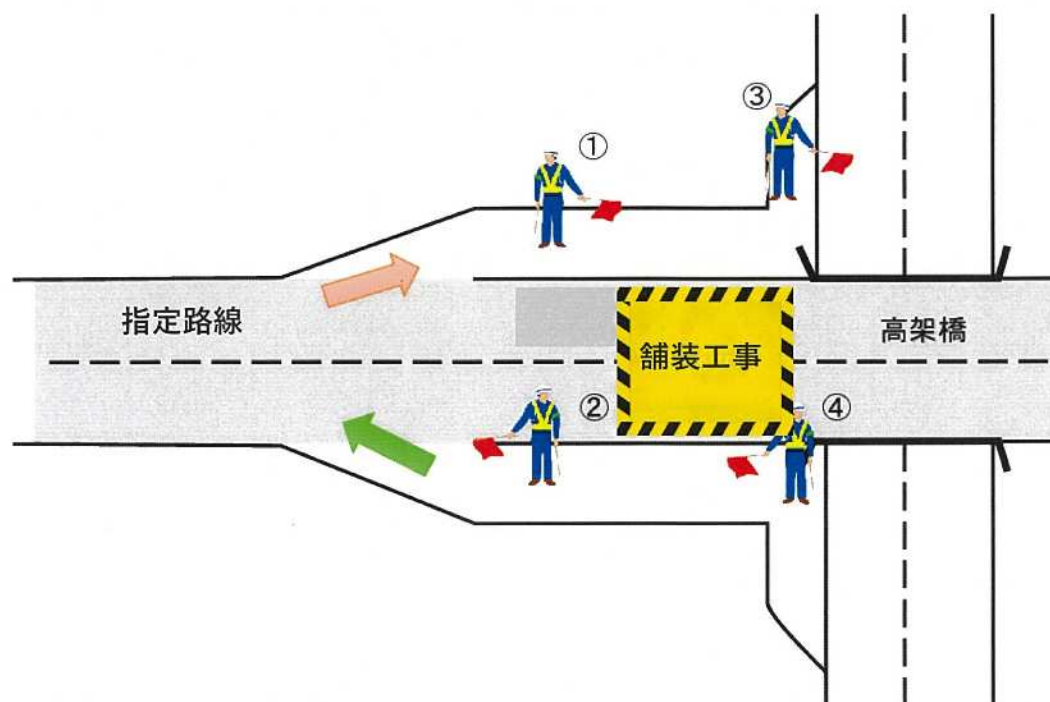


- ・ 警備員②⑤は連携が必要なものの、独自に安全危険の判断をした上での連携なので、両名検定資格者。ただし現場状況によっては1名は無資格者でも可の場合もあるが（所轄警察署に要確認）、休憩で資格者が不在になることは不可。
- ・ 警備員③は側道から指定路線に出る、または指定路線から側道に出る場合の誘導を行うので、検定資格者。
- ・ 警備員④は歩道での歩行者誘導であるが、道交法の定義で歩道も道路の一部であるとされているため、検定資格者。
- ・ 警備員①⑥は走行車両に合図を送るものの、停止させたり進行させたりする合図ではないため、場合によっては無資格者でもよいかもしれない。（他都道府県公安委員会では検定資格者が要求されることもある）
- ・ この他、昼休憩時間中も規制が続くのであれば、その交代要員も検定資格者である必要がある。



警備員②③④⑤は検定資格者。
警備員①⑥は場合によっては検定資格者。
交代要員は検定資格者。
が必要となります。

3) 指定路線からの流入/流出規制



- ・ 警備員①は工事エリア（通行止め）手前で、通行車輛を迂回させるため、指定路線からの流出誘導を行うため、検定資格者。
- ・ 警備員②は迂回車輛を工事エリアの先で指定路線に流入させる誘導を行うため、検定資格者。
- ・ 警備員③は指定路線から流出後の車輛に対する誘導なので、無資格者。
- ・ 警備員④は直接指定路線への流入を誘導しないので、無資格者。



警備員①②は検定資格者。
警備員③④は無資格者。
交代要員として警備員①②の場所に入る者は検定資格者。
が必要となります。

4) その他検定資格者（警備員 A）でなければならない場合

- ・ 移動しながらの電線工事で、途中指定路線を横切ったり、指定路線の直前直後で誘導を行う場合。
 - ・ 指定路線と交差する脇道（一般路線）で、交差点から50メートル程引っ込んだ場所での片側交互通行規制であったが、脇道の交通量が意外と多く、停止待機中車輛の列が指定路線まで続いてしまった場合。
 - ・ 高速道路のサービスエリアにおいて、サービスエリアを閉鎖することなく（本線からの車輛の流入出がある状態）行う施設工事のための、駐車場の誘導を行う場合。
- ※ サービスエリア、パーキングエリアは高速道路の一部と定義。